

## 議案第19号

### 平成23年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積   | 0.7ヘクタール  |
| (2) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積   | 0.8ヘクタール  |
| (3) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 12.8ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 埋立事業収益	371,075千円
第1項 営業収益	332,491千円
第2項 営業外収益	35,386千円
第3項 特別利益	3,198千円

#### 支 出

第1款 埋立事業費	406,852千円
第1項 営業費用	283,761千円
第2項 営業外費用	31,957千円
第3項 特別損失	91,134千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額2,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 120,000千円

第1項 固定資産売却代金 120,000千円

支 出

第1款 資本的支出 2,000千円

第1項 建設改良費 2,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、56,557千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 19,287千円

平成23年2月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治